

2023年12月10日(日)15:30-18:00 @専修大学

芸能従事者の働き方と法

—いま芸能会に必要な法と権利—

(韓国)の権利保障法)

呉 学殊(OH HAKS00)

労働政策研究・研修機構

hs.oh362@jil.go.jp

芸術家権利保障法

（「芸術家の自由と権利の保障に関する法律」）

2021年9月24日制定、22年9月25日施行

同法の目的：

- ①芸術の創作と表現の自由を保護
- ②芸術家の労働と福祉等職業的権利を伸張
- ③芸術家の文化的・社会的・経済的・政治的地位を保障
- ④性平等の芸術環境の助成

以上の4つを通じて、芸術発展に資すること。

1. 芸術表現の自由の保障

(1) 芸術の自由の侵害禁止：

公務員、芸術支援団体または同団体の所属者は暴行、脅迫、不利益の脅威、地位などを行使して芸術家または芸術団体の芸術活動や芸術活動の成果を伝播する活動を妨害してはならない（第7条）。

(2) 芸術支援事業での差別禁止：

国家機関等または芸術支援団体の支援事業から合理的な理由なく差別されない権利(第8条)

(3) 芸術支援事業における公共性侵害の禁止：

公務員などが差別行為を目的に芸術家や芸術団体のリストの作成や利用をしてはならない（第9条）

2. 芸術家の労働と福祉等職業的権利の伸張

(1) 芸術家の職業的権利

芸術活動とその成果に対する正当な報償を享受する権利、権利を守るための団体の結成や活動、身体的安全の保障の下での芸術活動の権利（第10条）

(2) 芸術支援事業における芸術活動介入の禁止等

芸術支援事業の選定において、審査の公正性、透明性、妥当性、信頼性を確保するための措置、審査基準の公開（第11条）

(3) 不公正行為の禁止（第13条）

1. 優秀な地位を利用して芸術人に不公正な契約条件を強要したり、契約条件と他の活動を強要したりする行為
2. 芸術人に適正な収益配分を拒否・遅延・制限する行為
3. 不当に芸術人の芸術活動を妨げたり、指示・干渉したりする行為
4. 契約過程で知った芸術人の情報を不当に利用したり、第三者に提供したりする行為
5. その他の不正な方法で芸術人に不利益となるように不当に取引条件を設定又は変更したり、その履行過程で不利益を与えたりする行為

(4) 芸術家組合の活動妨害の禁止（第14条）

芸術家2名以上が自身の権利保護のための団体（芸術家組合）の結成、文化体育観光部大臣に申告、申告確認証の受給。

- ①組合は、国家機関等、芸術支援機関又は芸術事業者に芸術活動関連契約内容の変更又は契約条件に対する協議を要請することができ、協議を要請された者は誠実にこれに応じなければならない。
- ②国家機関等、芸術支援機関又は芸術事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「芸術人組合活動妨害行為」という。）をしてはならない。
1. 正当な理由なく芸術人組合との協議を拒否する、又は怠る行為
 2. 芸術人組合の結成・加入・活動などを理由に芸術人に不利益を与える行為
 3. 芸術人組合に加入すること又は加入しないことを条件に、芸術人と芸術活動関連契約を締結する行為

3. 性平等の芸術環境の助成

(1) 芸術人は、芸術活動において性別による差別、偏見、比喩、暴力なしに人権を、

同等に保障され、セクハラ・性暴力から保護される権利がある。（第16条）

(2) 文化体育観光部大臣の講ずる措置(第17条)

1. セクハラ・性暴力防止対策の樹立
2. セクハラ・性暴力申告・相談センター設置、専門相談員の配置及び被害相談
3. セクハラ・性暴力被害者保護対策策定
4. 芸術人を対象とするセクハラ・性暴力予防教育の実施
5. その他大統領令で定めるセクハラ・性暴力防止のために必要な措置

(3) 芸術家権利及びセクハラ・性暴力被害救済委員会（第20条）

(4) 芸術家保護官

権利侵害及びセクハラ・性暴力調査、紛争調整支援、政策の策定及び施行

芸術家権利及びセクハラ・性暴力被害救済委員会

同委員会の初の是正命令を文化体育観光部大臣に要請

2023年3月2日：芸術家10人に対する権利侵害（公演出演料の未払い、文学レジデンス不公正契約）を確認し、是正命令を同部に要請。

同部は、3月22日、ミュージカル制作者に対し、若者芸術家の6名の未払い出演料5700万ウォンの支払い命令。文学レジデンス不公正契約に関連しては、レジデンス運営者に対し、入居の公募や契約書に作家の作品提出分量の未提示、残り1ヶ月の期間に200字原稿用紙の200枚の一方的な設定などの不利益契約の是正を命令。

同法に基づく芸術家権利侵害行為の類型 (2022.8.31-2023.8.31)

申告内容の類型	申告受付件数
不公正契約の強要（第13条第1号）	18
収益配分の拒否・遅延・制限(第13条第2号)	87
芸術活動の妨害・指示・介入(第13条第3号)	13
情報の不当な利用・提供(第13条第4号)	3
不利益契約の強要(第13条第5号)	16
芸術活動におけるセクハラ・性暴力(第16条)	10
芸術の自由の侵害(第7条)	6
芸術支援事業における差別(第8条)	3
芸術支援事業における公正性の侵害(第9条)	4
芸術家組合の活動妨害(第14条)	0
不利益の措置(第38条)	0
合計	160
出所：文化体育観光部（イム・オキョン国会議員の資料提出要求への応答）	